

日程第17 議案第10号 橋本市浄水場更新等事業事業者選定委員会条例について

○議長（土井裕美子君）日程第17 議案第10号 橋本市浄水場更新等事業事業者選定委員会条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番 高本さん。

○10番（高本勝次君）お聞きします。第3条のところなんですけども、委員会は委員6人以内をもって組織すると書いてあるんですけども、私自身は6人って内容的に、どの問題でも同じですけども大事な重要な問題ですので、6人じゃ人数が少ないように思うんです。6人と決められたいきさつをお聞きしたいのと、それと、第3条の（2）の市職員なんですけど、どういう立場の方を考えておられるかお聞きしたいのと、（3）のその他管理者が必要と認めた者というのと、どのような形の方を考えておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（土井裕美子君）水道環境部長。

○水道環境部長（宮田典和君）お答えいたします。

まず6人という人員ですけれども、一般の審議会とは違いまして、さきの議会でもご承認いただきました上下水道事業の審議会委員、一般公募も多く取り入れて、皆さんの意見を聞かしてほしいと。ただし、今回の更新事業等の業者選定という形でございます。非常に専門的な経験等、知識を求めさせていただきたい。そういう形で絞り込んだ形で意見を頂きたいと。それと、市職員に関しましては、技術管理者という職員がおりますので、その現場に精通して、水道事業に知識を持った者を充てたいと考えて

おります。

それと、特に認めるという形ですけども、こういう事業、全国的に今8件ほど実施されている事業でございます。まだまだ少ないんですけども、そういう先進的な事例で現に取り組みされた自治体の方にいろいろご指南も頂いておりますので、そういう知識を持った現場の行政サイドで頑張っていたいただいた経験がある方を推薦、選んでいただきたいなど、そういうふうを考えて、少ない人員ですけども本当に中身の濃い専門的な委員を考えております。

以上です。

○議長（土井裕美子君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第10号については、経済建設委員会に付託いたします。

日程第18 議案第11号 橋本市水道事業給水条例及び橋本市下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第18、議案第11号 橋本市水道事業給水条例及び橋本市下水道条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第11号については、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第11号 橋本市水道事業給水条例及び橋本市下水道条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第12号 橋本市飲料水供給施設事業給水条例及び橋本市簡易飲料水供給施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第19 議案第12号 橋本市飲料水供給施設事業給水条例及び橋本市簡易飲料水供給施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第12号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第12号 橋本市飲料水供給施設事業給水条例及び橋本市簡易飲料水供給施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第13号 橋本市地場産業振興センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（土井裕美子君）日程第20 議案第13号 橋本市地場産業振興センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第13号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第13号 橋本市地場産業振興センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。